

建設産業における消費税の転嫁対策について

国土交通省 土地・建設産業局
建設業課

○ 社会保障・税一体改革関連法により、消費税率が段階的に引き上げられることとなりました。

<消費税率引上げのスケジュール>

- ・ 平成24年8月22日 社会保障・税一体改革関連法 公布
- ・ **平成26年 4月1日** 消費税率**8%**適用
- ・ **平成31年10月1日** 消費税率8% → **10%**適用

工事に係る消費税のポイント

ポイント①どの時点で課税されるのか？ → 契約日ではなく、「**引渡し日**」時点の**税率が適用**されます

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、

- 物の引渡しを要するもの…目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日
- 物の引渡しを要しないもの…約した役務の全ての提供を完了した日

となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡し日が適用日以後であれば、引上げ後の消費税率が適用されます。

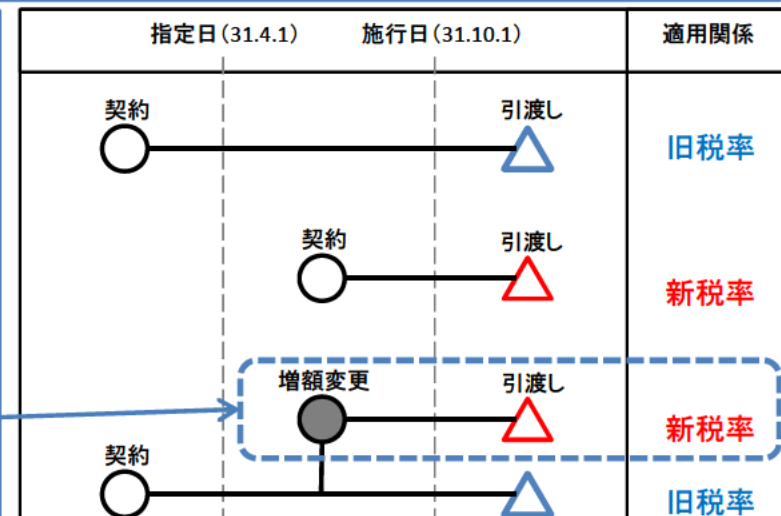
ポイント②経過措置とは？ → **消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用**されます

工事の請負の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかることを考慮し、**指定日前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用**されます。

○消費税率10%適用に係る指定日…平成31年4月1日(←平成31年10月1日の半年前)

<注意>増額変更があった場合

経過措置の適用工事であっても、指定日以降に変更契約により増額された場合は、その増額された対価の部分については、引上げ後の消費税率が適用されます。



※消費税率10%に係る指定日は平成31年4月1日、施行日は平成31年10月1日となる

元下契約に関する経過措置と損益の関係

消費税は原則として、元請契約に係る消費税額から下請発注に係る消費税額を控除した金額が納付税額となる。

→ 消費税が適正に転嫁されていれば、適用税率の違いによって元請業者の損益に影響を与えない。

《現行》 元請契約8%、下請契約8%

《引上げ後》 元請契約8%（経過措置）、下請契約10%

請負契約額 1,296（うち税96）

請負契約額 1,296（うち税96）

※指定日以前の契約（8%）

下請契約額 1,080（うち税80）

下請契約額 1,100（うち税100）

※指定日以降の契約（10%）

下請受注額	税
1,000	80

利益	200	税 96
下請発注額	1,000	

下請受注額	税
1,000	100

利益	200	税 96
下請発注額	1,000	

※元下契約の関係は、発注者と契約関係のある元請業者と一次下請業者だけでなく、一次下請と二次下請など全ての下請契約の段階で成立する。

利益は同額

$$\begin{aligned} \text{利益} & 1,296 - 1,080 - 16 = \boxed{200} \\ \text{納付税額} & 96 - \boxed{80} = 16 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{利益} & 1,296 - 1,100 - \blacktriangle 4 = \boxed{200} \\ \text{納付税額} & 96 - \boxed{100} = \blacktriangle 4 \text{ (還付)} \end{aligned}$$

下請に支払った消費税額と同額の控除

(注) 地方消費税を含む。

長期大規模工事等における経過措置について

指定日から施行日の前日までの間に締結した長期大規模工事等の請負契約においては、右記算式により計算した金額にかかる部分については旧税率が適用されます。

長期大規模工事等に
係る対価の額

長期大規模工事等の着手の日から施行日の前日までの間に
支出した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額

施行日の前日の現況により見積られる工事原価の額

※経過措置の具体的な内容等につきましては、国税庁HPをご覧ください。

【参考】国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>) に「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」(平成30年10月)等改正に関する資料が公表されています。

消費税転嫁のポイント

○ 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、税額分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担することになります。

➡ 消費税率の引上げに際しては、消費税の仕組みを正しく理解し、発注者の理解を得つつ、消費税を円滑かつ適正に転嫁することが重要

○ 建設業においても、発注者との元請契約、下請契約、資材購入など取引の各段階において課税されます。

➡ 下請契約、資材購入等において、自己の取引上の地位の不当利用に当たるような行為を行わず、消費税分を適正に上乗せした契約を締結することが重要

※免税事業者については、消費税分を別途受け取ることは税法上予定されていないが、仕入れに含まれる消費税分を価格に上乗せすることが必要

※ 建設工事標準請負契約約款(公共・民間・下請)では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、請負代金額を「消費税を含めた総額を記載するとともに、内書きで消費税額を別記」することで、取引に係る消費税額を明示することとしています

建設産業への影響について

請負契約という建設工事の特性から、発注者との関係で弱い立場に置かれる建設産業では、例えば増税分の値引きを求められやすいなど、消費税の負担を発注者に転嫁できない状況が生じる懸念があります。

<過去の転嫁拒否事例>

① 設計変更による増額分が生じた際、本来は新税率(8%)が適用される場所、発注者の理解を得ることができず、本体契約と同じ旧税率(5%)でしか支払ってもらえず、税率の差分(3%)を元請企業が負担して納税した。

② 税率引き上げに伴い、駆け込み発注が生じ、設計業務に支障が出るほどの繁忙となった。これにより、概算設計による契約が多くなり、その後の設計変更も増加し、ケース①のような状況が生じた。

③ 元請企業が下請企業に対して消費税の引き上げ分の値引きを求めた。

④ 発注者と元請企業との契約が経過措置の適用により旧税率が適用されることを理由に、元請企業が当該工事の下請先に対して、新税率が適用される契約に関して引き上げ分の消費税の支払いを拒否した。